

第二百十回国会 衆議院 経済産業委員会 会議録 第五号

令和四年十一月九日(水曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 竹内 讓君

理事 井原 巧君

理事 関 芳弘君

理事 牧島かれん君

理事 山崎 誠君

理事 中野 洋昌君

理事 石井 拓君

理事 稲田 朋美君

理事 上川 陽子君

理事 國場幸之助君

理事 鈴木 淳司君

理事 富樫 博之君

理事 福田 達夫君

理事 松本 洋平君

理事 山下 貴司君

理事 菅 直人君

理事 田嶋 要君

理事 山岡 達丸君

理事 遠藤 良太君

理事 中川 宏昌君

理事 笠井 亮君

岩田 和親君

細田 健一君

落合 貴之君

小野 泰輔君

石川 昭政君

今枝宗一郎君

小森 卓郎君

佐々木 紀君

土田 慎君

西野 太亮君

堀井 学君

宗清 皇一君

大島 敦君

篠原 孝君

馬場 雄基君

足立 康史君

前川 清成君

鈴木 義弘君

政府参考人  
(公正取引委員会事務局  
審査局長)

田辺 治君

政府参考人  
(警察庁長官官房審議官)

親家 和仁君

政府参考人  
(財務省大臣官房審議官)

阿久澤 孝君

政府参考人  
(文部科学省大臣官房審議官)

林 孝浩君

政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議官)

青山 桂子君

政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議官)

日原 知己君

政府参考人  
(農林水産省大臣官房審議官)

岩間 浩君

政府参考人  
(経済産業省大臣官房技術  
総括・保安審議官)

辻本 圭助君

政府参考人  
(経済産業省大臣官房商  
務・サービス審議官)

茂木 正君

政府参考人  
(経済産業省大臣官房審議官)

蓮井 智哉君

政府参考人  
(経済産業省大臣官房審議  
官)

恒藤 晃君

政府参考人  
(経済産業省商務情報政策  
局長)

野原 諭君

政府参考人  
(資源エネルギー庁長官官  
房資源エネルギー政策統括  
調整官)

山田 仁君

政府参考人  
(資源エネルギー庁省エネ  
ルギー・新エネルギー部  
長)

井上 博雄君

政府参考人  
(資源エネルギー庁資源・  
燃料部長)

定光 裕樹君

政府参考人  
(資源エネルギー庁電力・  
ガス事業部長)

松山 泰浩君

政府参考人  
(中小企業庁事業環境部長)

小林 浩史君

政府参考人  
(中小企業庁経営支援部長)

横島 直彦君

政府参考人  
(国土交通省大臣官房審議  
官)

笹川 敬君

政府参考人  
(国土交通省大臣官房技術  
審議官)

菊池 雅彦君

政府参考人  
(原子力規制庁原子力規制  
部長)

大島 俊之君

政府参考人  
(経済産業委員会専門員)

藤田 和光君

十一月九日

理事牧島かれん君同日理事辞任につき、その補  
欠として細田健一君が理事に当選した。

十一月七日

高レベル放射性廃棄物の地層処分方針を見直  
し、将来世代に対し責任を持てる持続可能な社  
会の実現を求めることに関する陳情書(東京都  
千代田区霞が関一の一の三 小林元治(第一一  
六号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

政府参考人出頭要求に関する件

経済産業の基本施策に関する件(物価高・エネ  
ルギー問題等)

○竹内委員長 これより会議を開きます。

理事辞任の件についてお諮りいたします。  
理事牧島かれん君から、理事辞任の申出があり  
ます。これを許可するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よって、  
そのように決しました。

引き続き、理事補欠選任の件についてお諮りい  
たします。

ただいまの理事辞任に伴う補欠選任につきまし  
ては、先例により、委員長において指名するに御  
異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よって、  
そのように決しました。

○竹内委員長 経済産業の基本施策に関する件、  
特に物価高・エネルギー問題等について調査を進  
めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として公正  
取引委員会事務局経済取引局長藤本哲也君、公  
正取引委員会事務局経済取引局取引部長品川武  
君、公正取引委員会事務局審査局長田辺治君、  
警察庁長官官房審議官親家仁君、財務省大臣官  
房審議官阿久澤孝君、文部科学省大臣官房審議官  
林孝浩君、厚生労働省大臣官房審議官青山桂子  
君、厚生労働省大臣官房審議官日原知己君、農林  
水産省大臣官房審議官岩間浩君、経済産業省大臣  
官房技術総括・保安審議官辻本圭助君、経済産業  
省大臣官房商務・サービス審議官茂木正君、経済  
産業省大臣官房審議官蓮井智哉君、経済産業省大  
臣官房審議官恒藤晃君、経済産業省商務情報政策

局長 定光 裕樹君

政府参考人 山田 仁君

政府参考人 井上 博雄君

政府参考人 定光 裕樹君

政府参考人 山田 仁君

政府参考人 井上 博雄君

政府参考人 定光 裕樹君

政府参考人 山田 仁君

政府参考人 井上 博雄君

政府参考人 定光 裕樹君

政府参考人 山田 仁君

政府参考人 井上 博雄君

政府参考人 定光 裕樹君

政府参考人 山田 仁君

政府参考人 井上 博雄君

政府参考人 定光 裕樹君

政府参考人 山田 仁君

政府参考人 井上 博雄君

政府参考人 定光 裕樹君

政府参考人 山田 仁君

政府参考人 井上 博雄君

政府参考人 定光 裕樹君

政府参考人 山田 仁君

政府参考人 井上 博雄君

政府参考人 定光 裕樹君

政府参考人 山田 仁君

元来、発酵生産技術に日本は優れており、世界中をリードしていきると考えています。中長期的に積極的な官民投資を進めていこうというふうを考えております。経産省では、今般の経済対策で、合わせまして約五千億円の重点的な投資を行ってまいります。

具体的には、二酸化炭素を原料として高機能素材を製造する取組ですとか、糖などのバイオマス資源を活用した繊維の製造、あるいは食料や燃料を製造する取組に関する研究開発、実証、社会実装を進めていきたいというふうに考えています。

近い将来、多くの製造業の生産プロセスがバイオプロセスに置き換わると、物づくりの在り方の根底が変わっていくというふうに考えておりますので、経産省としても、こうした取組を通じまして、物づくりにおける環境制約と資源制約を打ち破って、未来の我が国の基幹産業へ育成していきたいというふうに考えております。

○井原委員 ありがとうございます。

もう時間が来たわけでありませうけれども、何より、本当に激動の時代でありますから、不透明感があります。やはり将来が見える施策を、経産省を中心に、縦、横、斜めに省庁が連携して、未来が開かれるような経済政策を期待して、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○竹内委員長 次に、大島敦君。

○大島委員 価格転嫁対策について質問をさせていただきます。

価格転嫁や取引適正化は、言いやすく行いうは難しく、すぐには効果が表れにくい取組です。継続は力なり、地道に粘り強く続けていくことが、じわじわ世の中が変わっていくと考えています。

今残っている物づくりの中小・小規模企業は日本の宝だと思っております。九〇年代のパブルの崩壊、二〇〇八年のリーマン・ショック、その大きな山そして谷を乗り越えてきた中小・小規模企業ですので、これ以上廃業に追い込むことはできないと考えています。

その意味で、昨年、二〇二一年から始めた、毎年九月と三月を価格交渉促進月間と位置づけて、下請から交渉、転嫁の状況を調査し、親事業者に指導助言する取組は、よい取組と評価しております。特に、アンケートに答えた中小・小規模企業の匿名性が確保されている点が評価できると考えています。

昨年九月に価格交渉月間を終えて、今は価格交渉や価格転嫁の状況を調査しているところと聞いております。是非、来年三月以降も継続してほしいと考えています。

そして、価格転嫁は、安く買うことが仕事の調達部門ではなく、親事業者の経営陣に訴えることが極めて大事だと考えています。サラリーマンですら、調達部門の皆さんは一生懸命、できるだけ安く買うことが仕事なので、調達部門に対して親事業者の経営者から、中小・小規模企業のことについてもしっかりと考えてくれよということの、経営陣からの要請がないと、なかなか応じてくれな是非、大臣自身からも、様々な場で親事業者、大きい元請の事業者の経営陣にお話しする機会を捉えて、価格転嫁に依るようしっかりと働きかけをしてほしいと考えておりますので、大臣の決意を伺いたいと思います。

○西村(康)国務大臣 御指摘のように、価格転嫁の取組、極めて重要だというふうに考えております。中小事業者にとって、原材料価格、エネルギー価格が高騰している中、サプライチェーン全体でコスト上昇分を適切に価格転嫁できる環境を整備することは非常に重要であります。取引適正化の取組を強化しているところであります。

御指摘ありましたように、九月、三月を価格交渉促進月間として対応しております。そしてそれぞれ、今年三月も約十五万社のフォローアップ調査を行いました。中小事業者に対して、それを踏まえて、下請中小企業振興法に基づいて、二十数社の親事業者に対して大臣名での指導助言を実施

をしております。また、九月についても、今後十五万社のフォローアップ調査を引き続きやる予定にしております。

この二回を通じて継続していくことで、交渉と転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指しているところであります。

さらに、公正取引委員会が、転嫁拒否しているような事案について企業名を公表する、こうした強い方針を打ち出してくれておりますので、政府として連携しながら、私どもとして公取と連携しながら、政府全体で価格転嫁対策を強化していきたいと思っております。

そして、御指摘のように私自身も、経団連を始めとして、業界団体の方々、また地域の経済団体との会合の場、いろいろな機会を通じて、大企業の経営者の方々に対して、直接、価格交渉、価格転嫁に積極的に応じていただくよう依頼をしてきているところであります。もう何度も何度も言われていますということですが、御指摘のように、一部、私も粘り強く対応していきたいと思っております。

引き続き、調査、働きかけを含めて、この価格転嫁が定着していくように、取引慣行として定着していくように、引き続き粘り強く働きかけをしていきたいというふうに考えております。

○大島委員 ありがとうございます。

地元の中・小規模企業の経営者の皆さんにお話を伺うと、材料費についての価格転嫁については応じていただいている企業は増えている、ただ、エネルギー及び人件費についてはまだ聞いておりますので、これは、中小企業庁、公正取引委員会も一生懸命仕事はされておりますけれども、大臣の政治としての本気度が試されているかと思っております。よろしく願います。

続きまして、電気価格の激変緩和対策について、お手元の資料を見てください。

昨年に対して今年の電気価格、ある私の知り合いの事業者からのレポートでして、今年の一月からは一・五倍ぐらい、今年の六月以降は大体二倍

を超えて電気価格が上がっております。

電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金として、電気料金について、低圧契約の家庭等に対しては一キロワットアワー当たり七円、高圧契約の事業者等に関しては一キロワットアワー三・五円の支援を行っております。

小売電気事業者の数は七百社を超えており、電気料金に対する補助金を明細書等に表示することになると、システム変更が必要になります。事業者にも負担が発生すると思われまので、その点も考慮して対応していきたいと思っております。政府の考えをお願いします。

○西村(康)国務大臣 御指摘のように、昨日閣議決定しました補正予算案に、電気・ガス料金の価格激変緩和対策の事業を盛り込んだところであります。

この対策におきましては、既存の料金請求システムを活用いただくことで、可能な限りシステム改修を要しない形で値引きを行っていただくことを想定しておりますが、御指摘のように、一部の小売電気事業者からは、システム変更が必要な場合もあるというふうに聞いております。

このため、今回の予算措置におきましては、本事業を実施する上で必要な範囲で、小売事業者におけるシステム変更費用を支援するための予算も盛り込んでいくところでございます。

こうした支援も活用しながら、可能な限り全ての小売電気事業者に電気料金の負担軽減の実施に御協力いただいで、国民の皆様へ支援が届くようになっています。ありがとうございます。

○大島委員 最後に、簡単に一点だけです。

燃料費調整額について、規制料金で設定した平均燃料価格の上限を超えている状況が続いております。これが収益を圧迫しており、このままの状況が続けば、物価が上がる中で、従業員の待遇などに影響が出るおそれがあると考えておりますけれども、政府の考えをお聞かせください。

○西村(康)国務大臣 御指摘のように、電気料金、家庭向けの規制料金において上限措置があり

ますけれども、この到達後は、燃料価格の上昇分を大手電力が負担をすることとなっております。その中で、燃料価格の高騰を含め、ほぼ全社が大幅な赤字となっております、大変厳しい状況にあると認識をしております。

そうした中で、今後、複数の大手電力においては、規制料金の値上げの認可申請に向けて検討を行っているものというふうに承知をしております。

今後、仮に値上げ申請があった場合には、経営効率化の取組が行われているか、燃料調達の見込みが妥当であるか、また保有資産の活用が適切であるかなど、厳格に審査を行った上で、適切に判断していくこととなります。

いずれにしても、電力の安定供給確保に万全を期す上で必要な、燃料調達、要員確保、資金調達などの要素も十分考慮しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○大島委員 ありがとうございます。終わります。

○竹内委員長 次に、菅直人君。

○菅(直)委員 今日は、経産委員会での質疑の間をいただきました、ありがとうございます。

西村大臣は、経産大臣であると同時に、GX実行推進担当大臣を兼任されていると思えます。そういった意味で、初めての質疑ではないかと思えますが、よろしくお願いたします。

まず、これは委員の皆さんにもできれば見ていただきたいんですが、資料を四点、そろえさせていただきます。

資料第一は、GX実行推進担当大臣として、日本のエネルギーの安定供給の再構築ということについて述べていて、それに関する資料が第一であります。

るであります。

資料三は、今日は農水省にも来ていただいておりますが、私が非常に注目している菅農型太陽光発電の取組ハンドブックという、これはここにもありますが、今、農林省が毎年これを出されています、私が大変これを重要視というか、よく拝読しております。その表面だけではありませんが、資料の三として一ページと四ページをお見せいたしました。

資料四は、これは、若干、自民党の総理であった小泉純一郎氏が最近に発言されたこと、全ての自民党の皆さんがこう考えてくれるといいなというのを、小泉さんが言われていますので、そのことを、これも参考にさせていただきまして、それを、順を追って話を進めてまいりたいと思っております。

まず第一に、西村大臣はこの資料一の中でどういう認識を示されているかと読んでみますと、この一番上にも、ロシアによるウクライナ侵略による石油、ガス市場の混乱ということが「現状」の第一に入っております。確かに、それが大きな混乱であることは言うまでもありません。

しかし、もう一つのこと、抜け落ちてくるんじゃないでしょうか。それは、ウクライナに対するロシアの攻撃は、単にエネルギー市場の混乱だけではなくて、原発に対するロシアの攻撃ということが明らかにしているわけで、つまりは、この問題は、同時に、原発の安全保障上、原発というものがその原発を持つている国にとって、今ではウクライナにとつて、通常兵器で攻撃されただけでも大変な大きなリスクになる、安全保障上のリスクになるということを世界は知ったわけなんです。

我が国にももちろん原発はあります。これから議論をするわけですが、原発を前のように、あるいはもつと増やそう、そういう考え方もありますけれども、私は、一つの要素として、原発を持つことが、従来のようなエネルギー問題だけではなくて、大きな安全保障上のリスクを国内に抱える

ことになる、これは絶対に考え方を抜け落としてはいけません。

しかし、残念ながら、この資料一の中には、先ほど申し上げたように、「ロシアによるウクライナ侵略に起因する石油・ガス市場攪乱」とは書いてありますけれども、原発を持つことによる、そういった安全保障上のリスクについては何にも言及がありません。

まず、なぜ言及がないのか。もし、言及がない中で、西村大臣として、いや、それについてはこう考えているんだと、少なくとも国民の前でそれを言われるべきだと思えますが、それについて答弁いただきたいと思えます。

○西村(康)国務大臣 お答え申し上げます。この第二回GX実行会議におきまして私がお示した資料、これは、世界全体の化石燃料需給に関する構造的変化などについて説明をしたものであります。

例えば、北米でシェールオイルやシェールガスの生産が拡大してきたこと、あるいは新興国における化石燃料需要の増大、ロシアのウクライナ侵略によるまさに供給途絶のリスクなど、化石燃料市場全体の事象について特にまとめているところであります。特定の原子力発電所への攻撃事案など、個別事象については言及をしております。

一方、原子力発電所への武力攻撃に対する安全保障については、引き続き、関係省庁、関係機関が連携をして、対応を不断に検証し、改めるべき点は改善していくことで、万全を期していく必要を考えております。これまでもそうした姿勢で臨んできております。

その上で、昨今のロシアによるウクライナのゼネラル・エナジー原子力発電所に対する武力攻撃のリスクについても認識をしております。現在、資源エネルギー庁の審議会におきまして、こうした論点も含めて、有識者による議論を行っております。今後も更に検討を深めていきたいというふうに考えております。

○菅(直)委員 この資料一の最後のところに、「エネルギー政策の遅滞」解消のために政治決断が求められる事項」とわざわざ入っているわけです。その①には再エネがあります。私もこれには大賛成です。

しかし、その②には原子力。「再稼働への関係者の総力の結集、安全第一での運転期間延長、次世代革新炉の開発・建設の検討、再処理・廃炉・最終処分のプロセス加速化」と書いてあります。

今私が申し上げた問題、つまり、今や原発を国内に保有することが安全保障上の一つの大きなリスクになるということが現実にはウクライナで起きているわけでありまして、日本も、日本海側、太平洋側、主に海岸に原発が今もたくさんまだ存在しています。そういう原発について、触れていないというならまだ分かりますが、ちゃんと触れていないというのを、私は、明らかにこの問題を軽視するか、あるいは頭の中にしっかりと入っていないんじゃないか、そういう思いで質問したんですが、もし答弁があれば聞かせてください。

○西村(康)国務大臣 繰り返しになりますけれども、全体的な構造的な変化について、この資料ではお示しをしております。

ただ、御指摘がありますように、原子力発電所に対する武力攻撃のリスクを全く考えていないわけではございません。十分に認識をした上で、資源エネルギー庁の審議会におきまして、これはフルオープンで議論をしておりますけれども、既に九月、十月と、武力攻撃の方が一の事態における関係機関との連携、連携体制の確認であるとか、あるいは自衛隊との連携であるとか、こういったことについて議論を行っておりますし、これからもしっかりと議論をしていきたいというふうに考えております。

○菅(直)委員 余り繰り返しても同じですからこの程度にしますが、GX推進ということがちゃんと入って、それで、ここに再エネと原子力も二つ